

平成30年5月11日
原子力安全対策課
(30-09)
<15時資料配付>

新型転換炉原型炉ふげんの廃止措置計画の変更認可について

本日、県は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、ふげんの廃止措置計画の変更認可について、別添のとおり連絡を受けた。

<別添> 新型転換炉原型炉ふげん廃止措置計画変更の変更内容について
(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)

問い合わせ先 (担当:内園) 内線 2360・直通 0776(21)0315

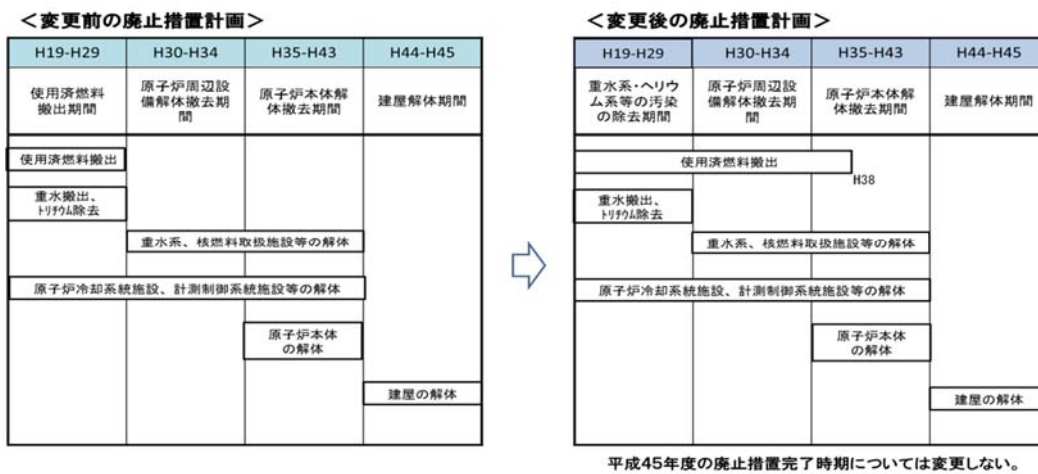
新型転換炉原型炉ふげん廃止措置計画の変更内容について

ふげんの使用済燃料については、海外再処理を視野に検討を進め、今般、技術的な目途がついたことから、廃止措置計画について、使用済燃料搬出工程の変更等に伴う変更申請を2月28日に行い、5月10日付で認可を受けた。

【主な変更点】

① 使用済燃料搬出工程の変更

□使用済燃料の搬出完了時期を平成29年度から平成38年度に変更した。



② 使用済燃料搬出先等の変更

使用済燃料の搬出先の変更

□核燃料物質の措置に係る記載を以下のとおり変更した。

変更前：「機構内再処理センターの再処理施設において全量を再処理する。」

変更後：「国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者に全量を譲り渡す。」

□核燃料物質の搬出計画に係る記載を以下のとおり変更した。

変更前：「平成29年度までに機構内再処理センターの再処理施設へ全量を搬出する予定である。」

変更後：「平成38年度までに国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者の再処理施設へ全量を搬出する予定である。」

使用済燃料搬出完了までの維持管理と解体撤去

□使用済燃料の貯蔵に必要な設備（燃料貯蔵プール水冷却浄化系等）については、使用済燃料の搬出が完了するまでその機能を維持管理する。

□使用済燃料の搬出の期間に並行して行う原子炉周辺設備や原子炉本体の解体撤去は、使用済燃料の貯蔵に必要な設備の機能に影響を与えない範囲で行う。

解体撤去物の保管場所の明確化

□現行の廃止措置計画書に記載している建屋内に保管する解体物の保管区域について、クリアランス測定・搬出までの保管等も踏まえ、保管場所とその容量を明確に記載する。